早稲田大学 大学院法学研究科
2027年度 修士課程入学試験問題（一般入試）
【専 修 科 目】

専攻名： 民事法学	専修名： 国際関係法（私法）

以下の問題のうち、1問を選んで答えなさい。答案の冒頭には選択した問題番号を明記すること。

① 日本企業Aは、シンガポール企業Bとの間で、ステーブルコインのUSDCによる決済を内容とする国際物品売買契約を締結した。契約には「日本法を準拠法とする」との条項がある。納品後、USDCの送金がブロックチェーン上の障害により遅延し、Aは契約解除を主張した。準拠法の決定、ウィーン売買条約（CISG）の適用、支払義務の履行時期、デジタル資産による弁済の法的評価について論ぜよ（参照条文：通則法7条、CISG第1・6、25、53、58、64条）。なお、シンガポールと日本は共にCISG締約国である。

【参考】

第6条

当事者は、この条約の適用を排除することができるものとし、第12条の規定に従うことを条件として、この条約のいかなる規定も、その適用を制限し、又はその効力を変更することができる。

第53条

買主は、契約及びこの条約に従い、物品の代金を支払い、及び物品の引渡しを受領しなければならない。

第58条

(1) 買主は、いずれか特定の期日に代金を支払う義務を負わない場合には、売主が契約及びこの条約に従い物品又はその処分を支配する書類を買主の処分にゆだねた時に代金を支払わなければならない。売主は、その支払を物品又は書類の交付の条件とすることができる。

以下、略。

第64条

(1) 売主は、次のいずれかの場合には、契約の解除の意思表示をすることができる。

(a) 契約又はこの条約に基づく買主の義務の不履行が重大な契約違反となる場合

(b) 売主が前条(1)の規定に基づいて定めた付加期間内に買主が代金の支払義務若しくは物品の引渡しの受領義務を履行しない場合又は買主が当該付加期間内にそれらの義務を履行しない旨の意思表示をした場合

以下、略。

② いわゆる「通則法40条批判説」とは何かを説明し、あなたの言葉でその是非を論じなさい。

③ 仲裁合意の準拠法に関する日本の議論状況を説明しなさい。

以上

答案の書き方（ 横書き） 六法全書の使用を（ 認める ）